（法第七条第二号の精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目）

第二条　法第七条第二号に規定する文部科学省令・厚生労働省令で定める精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目は、次のとおりとする。

一　医学概論

二　心理学と心理的支援

三　社会学と社会システム

四　社会福祉の原理と政策

五　地域福祉と包括的支援体制

六　社会保障

七　障害者福祉

八　権利擁護を支える法制度

九　刑事司法と福祉

十　社会福祉調査の基礎

十一　ソーシャルワークの基盤と専門職

十二　ソーシャルワーク演習

2　社会福祉に関する科目を定める省令第一条第二十号又は第三条第十五号に規定するソーシャルワーク演習を履修した者については、前項第十二号に規定するソーシャルワーク演習の履修を免除することができる。

（実習演習科目の確認）

第三条　第一条第一項各号に掲げる科目を開設する学校教育法に基づく大学、専修学校又は各種学校（以下「学校等」という。）の設置者は、その学校等の教育課程において開設し、又はしようとする実習演習科目が同条第二項から第十一項までに掲げる要件に適合していることについて文部科学大臣及び厚生労働大臣（専修学校又は各種学校（いずれも学校教育法第一条に規定する学校に附設されるものを除く。）にあっては、厚生労働大臣とする。以下同じ。）の確認を受けることができる。

2～4　（略）

（確認の取消し）

第五条　文部科学大臣及び厚生労働大臣は、第三条第一項の確認をした実習演習科目が第一条第二項から第十一項までに掲げる要件に適合しなくなったと認めるとき、又は次条の規定による申請があったときは、その確認を取り消すことができる。

（資料の提出等）

第七条　（略）

2　前項の場合において、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、第三条第一項の確認をした実習演習科目が第一条第二項から第十一項までに掲げる要件に適合しているかどうかを確認するために必要があるときは、実地に調査することができる。

（法第七条第二号の精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目）

第二条　法第七条第二号に規定する文部科学省令・厚生労働省令で定める精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目は、次のとおりとする。

一　次に掲げる科目のうち一科目

イ　人体の構造と機能及び疾病

ロ　心理学理論と心理的支援

ハ　社会理論と社会システム

二　現代社会と福祉

三　地域福祉の理論と方法

四　社会保障

五　低所得者に対する支援と生活保護制度

六　福祉行財政と福祉計画

七　保健医療サービス

八　権利擁護と成年後見制度

九　障害者に対する支援と障害者自立支援制度

十　精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）

十一　精神保健福祉援助演習（基礎）

2　相談援助演習を履修した者については、精神保健福祉援助演習（基礎）の履修を免除することができる。

（新設）

（実習演習科目の確認）

第三条　第一条第一項各号に掲げる科目を開設する学校教育法に基づく大学、専修学校又は各種学校（以下「学校等」という。）の設置者は、その学校等の教育課程において開設し、又はしようとする実習演習科目が同条第二項から第九項までに掲げる要件に適合していることについて文部科学大臣及び厚生労働大臣（専修学校又は各種学校（いずれも学校教育法第一条に規定する学校に附設されるものを除く。）にあっては、厚生労働大臣とする。以下同じ。）の確認を受けることができる。

2～4　（略）

（確認の取消し）

第五条　文部科学大臣及び厚生労働大臣は、第三条第一項の確認をした実習演習科目が第一条第二項から第九項までに掲げる要件に適合しなくなったと認めるとき、又は次条の規定による申請があったときは、その確認を取り消すことができる。

（資料の提出等）

第七条　（略）

2　前項の場合において、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、第三条第一項の確認をした実習演習科目が第一条第二項から第九項までに掲げる要件に適合しているかどうかを確認するために必要があるときは、実地に調査することができる。